

厚生労働大臣が定める揭示事項

Ⅳ 東海北陸厚生局長への届出事項に関する事項【令和7年9月1日現在】

1 当院は、次の施設基準に適合している旨、東海北陸厚生局へ届出を行なっています。

(1) 基本診療料の施設基準等

- ・一般病棟入院基本料（１０対１）

・救急医療管理加算

・診療録管理体制加算３

・医師事務作業補助体制加算１

・療養環境加算

・栄養サポートチーム加算

・医療安全対策加算２

・感染防止対策加算３

・患者サポート体制充実加算
- ・データ提出加算２

・入退院支援加算２

・認知症ケア加算３

・せん妄ハイリスク患者ケア加算

・協力対象施設入所者入院加算

・地域包括ケア入院医療管理料２

・初診料（歯科）の注１に掲げる基準

・歯科外来診療医療安全対策加算１

・歯科外来診療感染対策加算１

(2) 特掲診療料の施設基準等

- ・がん性疼痛緩和指導管理料

・二次性骨折予防継続管理料１

・二次性骨折予防継続管理料２

・二次性骨折予防継続管理料３

・ニコチン依存症管理料

・がん治療連携指導料

・薬剤管理指導料

・医療機器安全管理料１

・別添１の「第１４の２」の１の（３）に規定する在宅療養支援病院

・検体検査管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）

・小児食物アレルギー負荷検査

・ＣＴ撮影及びMRⅠ撮影

・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）

・運動器リハビリテーション料（Ⅱ）

・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

・人工腎臓

・導入期加算１
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

・下肢末梢動脈疾患指導管理加算

・仙骨神経刺激装置植込技術及び仙骨神経刺激装置交換術（便失禁）

・医科点数表第２章第１０部手術の通則の１６に挙げる手術

・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算

・歯科治療総合医療管理料

・歯科口腔リハビリテーション料２

・CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー

・クラウン・ブリッジ維持管理料

(3) その他届出

- ・酸素単価

Ⅰ 当院は保険医療機関の指定を受けています。

【医科】	医療機関コード	２８０１０８５
	指定の期間	令和６年８月１日から令和１２年７月３１日まで
【歯科】	医療機関コード	２８００５７０
	指定の期間	令和６年８月１日から令和１２年７月３１日まで

Ⅱ 入院基本料に関する事項

一般病棟（急性期入院料６）【令和7年9月1日現在】

入院患者１０人に対し１人以上の看護職員（看護師、准看護師）を配置しています。
また、院内感染防止、医療安全管理、褥瘡対策に係る体制を整備しています。

１日に８人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しています。

時 間 帯	看護職員１人当たりの受け持ち患者数
朝８時１５分から夕方１７時００分まで	４人以内
夕方１７時００分から深夜０時００分まで	７人以内
深夜０時００分から朝８時１５分まで	７人以内

〔入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について〕

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、７日以内に文書をお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

Ⅲ 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されているものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

2 当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前7時半頃、昼食：午後0時頃、夕食：午後6時頃）、適温で提供しています。

・入院時食事療養（Ⅰ）

区分		1食あたりの負担額
一般の方		510円
指定難病・小児慢性特定疾患の方		300円
低所得者Ⅱ（※1）	1年間の入院日数が90日目まで	240円
	1年間の入院日数が90日目以降	190円
低所得者Ⅰ（※2）		110円

※1.「低所得者Ⅱ」…同じ世帯の全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰの方を除く）

※2.「低所得者Ⅰ」…同じ世帯の全員が住民税非課税であり、その全員の所得が0円の方

3 協力対象施設入所者入院加算について

協力関係にある介護保険施設等において療養を行っている患者様の病状の急変等に対応する体制をとっております。また、対象の介護保険施設と、入所者の診療情報および緊急時の対応方針等の共有を図るため、週2回の頻度でカンファレンスを実施しています。

●協力医療機関として定められている介護保険施設の名称は以下の通りです。

【施設名・住所】 特別養護老人ホームかなやまサニーランド 下呂市金山町金山 973-7

V 保険外負担に関する事項

1 下呂市国民健康保険病院及び診療所使用料徴収条例（平成16年下呂市条例第180号）第2条の規定による下呂市国民健康保険病院及び診療所使用料徴収条例施行規則（平成16年下呂市規則第155号）別表に掲げる項目

・使用料

区分		単位	額	
受託検査料 健康診断料 予防接種料		—	算定方法により算定した薬価料、初診時基本診療料、注射手技料、検査料及びレントゲン診断等を合算した額に1.3を乗じて得た額	
診療材料代 ※主な項目は別紙のとおり		—	医療材料の実費に相当する額に1.3を乗じて得た額	
歯科材料代 ※主な項目は別紙のとおり		—	医療材料の実費に相当する額に1.3を乗じて得た額	
特別室 使用 加算額	A特室（一般病棟3階 1室） 300号室	1日につき	13,200円	※病状等により個室入室を医師が指示した場合の費用は発生しません。
	B特室（一般病棟3階 11室） 301, 302, 303, 305, 306, 307, 308, 310, 311, 318, 320号室		5,500円	

病衣貸与料			1 日につき		70 円		
付添ベット使用料			1 日につき		200 円		
付添寝具使用料			1 日につき		200 円		
特定療養費（180 日を超える入院の場合、181 日目から入院料の一部を本人負担していただきます。）			1 日につき		入院基本料の 100 分の 15 に相当する額に消費税率を乗じて得た額		
患者外給食			1 食につき		310 円		
簡易ドック （金山病院）	A コース		1 回につき	29, 330 円			
	A コースと セットで行 なう検診の 場合の加算 額	前立腺特異抗原検診		3, 120 円			
		骨密度検診		2, 900 円			
		喀痰検査		3, 630 円			
		乳癌検診（マンモグラフィ）		6, 180 円			
		乳癌検診（エコー）		3, 850 円			
簡易ドック （金山病院）	A コースと セットで行 なう検診の 場合の加算 額	脳検査	1 回につき	22, 000 円			
		男性用腫瘍マーカー		3, 800 円			
		女性用腫瘍マーカー		3, 800 円			
		動脈硬化検査		2, 100 円			
	脳ドック			29, 000 円			
	骨ドック			4, 950 円			
	肺がんドック			13, 000 円			
自動車使用料	往診、訪問、 転院	1 2、3 以外	市内	1 k m 当たり（1 k m 未満の端数は 1 k m とする。）	150 円		
			市外		240 円		
		2 休日及び時間外	市内		180 円		
			市外		280 円		
		3 深夜	市内		310 円		
			市外		470 円		
	4 タクシー等を利用した場合		実費相当額				
	訪問看護・ 指導	市内		310 円			
		市外		520 円			
	訪問リハビ リ	市内		310 円			
市外		520 円					
備考							
1 この表において「休日」とは、次に掲げる日をいう。 （1）土曜日及び日曜日 （2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 （3）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日							
2 この表において、「時間外」とは、午前 6 時から午前 8 時 15 分及び午後 5 時から午後 10 時までをいう。							
3 この表において「深夜」とは、午後 10 時から翌日の午前 6 時までをいう。							

・手数料

区分	単位	額
医師面談料	1 回につき	3, 920 円
死後の処置料	1 体につき	3, 300 円
死体検案料	1 体につき	診療報酬の算定方法により算定した往診料と死亡診断加算を合算した額に1.3 を乗じて得た額
診察券再交付料	1 回につき	200 円
普通診断書・証明書（当院様式）	1 通につき	1, 620 円
難病治療患者診断書		
入院日証明書		
通院日証明書		
おむつ使用証明書		
雇用保険傷病手当支給申請用証明書		
その他証明書・意見書		
死亡診断書	1 通につき	3, 300 円
死体検案書		
死診療費明細書亡診断書		
訴訟関係診断書		
自動車損害賠償保険診断書		
自動車損害賠償責任保険後遺症診断書		
福祉施設入所用診断書（市内施設）		
その他診断書（簡単なもの）		
生命保険給付診断書		3, 920 円
生命保険診断用意見書		
身体障害者診断書		
アフターケア実施期間の更新に関する診断書		
各種年金給付関係診断書		
福祉施設入所用診断書（市外施設）		
特別障害者手当認定診断書		
特別児童扶養手当認定診断書		
障害児福祉手当認定診断書	1 通につき	3, 920 円
雇用保険関係証明診断書		
その他診断書（複雑なもの）		
死体診断書又は死体検案書の原本証明	1 通につき	1, 100 円
その他の原本証明	1 通につき	310 円

学校管理下における児童生徒等の災害共済給付に必要な証明書及びこれに類するもの			1 通につき		無料	
画像等コピー料			半切 1 枚		410 円	
			B 4 版 1 枚		200 円	
			6 P 1 枚		200 円	
			C D－R 1 枚		200 円	
コピー料 ※1枚の両面に複写した場合は、2枚とみなす。	複写機による写し又は電磁的記録の用紙への出力	単色	B 5 版	1 枚	20 円	
			A 4 版			
			多色	B 4 版	1 枚	40 円
				A 3 版		
		多色		B 5 版	1 枚	100 円
				A 4 版		
			B 4 版			
			A 3 版			
	印刷機による印刷	単色	A 3 版以下		機器使用料 1 回につき 1,040 円 1 枚につき 1 円 製版 1 回につき 50 円 紙代 1 枚につき 5 円（紙持参の場合は免除）	

Ⅵ 保険外併用療養費に関する事項

- ・入院医療に係る特別の療養環境の提供

区分	病床数	徴収金額
01:個室	1 床	13, 200 円
01:個室	11 床	5, 500 円
02: 2 人室	2 床	
04: 4 人室	36 床	
※全許可病床数	50 床	費用徴収病床数 12 床（割合 24. 0%）

- ・入院期間が 1 8 0 日を超える入院

入院料区分	徴収料金
一般入院）急性期一	2, 310 円

下呂市立金山病院 院長

別紙

診療材料代・歯科材料代の主なもの

区分			単位	額
診療材料代	パンツ式オムツ	Mサイズ	1 個につき	80円
		L サイズ	1 個につき	90円
	テープ式オムツ	Mサイズ	1 個につき	100円
		L サイズ	1 個につき	120円
	尿取りパット （大）		1 個につき	50円
	尿取りパット （中）		1 個につき	40円
	尿取りパット （小）		1 個につき	20円
	尿取りパット （ポリなし）		1 個につき	20円
	おしり拭き		1 個につき	190円
	飲むゼリー150g		1 個につき	100円
	おしりうるおい洗浄液		1 本につき	1, 330円
	クリーンコットンアイ		1 箱につき	240円
歯科材料代	ジェルスプレー		1 個につき	1, 730円
	コンディショナー		1 個につき	1, 700円
	マウスピュア舌ブラシ		1 個につき	530円
	マウスピュア口腔ケアスポンジ（プラ軸）		1 個につき	30円
	吸引チューブ付歯ブラシ		1 個につき	240円
	歯磨きティッシュ		1 個につき	740円
	口腔ケアジェル		1 本につき	1, 500円

当院では、上記の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

下呂市立金山病院

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術に係る施設基準

（1）区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件

（2）区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	0 件
イ	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	0 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

（3）区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

（4）区分4に分類される手術の件数	0 件
-------------------	-----

（5）その他の区分

ア	人工関節置換術	0 件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0 件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0 件

※令和5年7月1日から令和6年6月30日までの手術の件数